

○県民ボランティア活動支援センター条例

平成12年 7月14日

長崎県条例第73号

改正 平成17年 7月19日条例第61号

令和 5年12月26日条例第31号

注 令和5年12月から条文沿革を注記した。

県民ボランティア活動支援センター条例をここに公布する。

県民ボランティア活動支援センター条例

(設置)

第1条 県民ボランティア活動の促進に関する条例（平成12年長崎県条例第21号）第2条に規定する県民ボランティア活動（以下「県民ボランティア活動」という。）の普及及び促進並びに健全な発展を図るため、同条例第11条に規定する県民ボランティア活動の拠点として県民ボランティア活動支援センター（以下「支援センター」という。）を長崎市に設置する。

(業務)

第2条 支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県民ボランティア活動に関する情報の収集、提供、助言及び援助
- (2) 県民ボランティア活動を行う者の相互の交流及び連携の促進
- (3) 県民ボランティア活動を行う人材の育成
- (4) 支援センター及びその附属設備の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(支援センターの管理)

第3条 支援センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援センターの利用の許可に関する業務
- (2) 支援センターの利用に係る利用料金に関する業務
- (3) 支援センター及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 第2条各号に掲げる業務

- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの運営に関して知事が必要と認める業務
(指定管理者の指定の手続)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 支援センターの管理に関する事業計画書
(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
(指定管理者の指定の基準)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、支援センターを利用しようとする者の平等な利用を確保できるものであること。
(2) 事業計画書等の内容が、支援センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
(3) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った支援センターの管理を安定して行うことができるものであること。
(4) 県内に主たる事務所を有すること。

(開館日)

第7条 支援センターは、次の各号に掲げる日（以下「休館日」という。）を除き、開館するものとする。

- (1) 月曜日
(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、やむを得ない事由があるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第8条 支援センターの開館時間は、午前9時から午後9時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができる。

(令5条例31・一部改正)

(利用の許可等)

第9条 支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 当該利用が県民ボランティア活動のために行われるものではないと認められるとき。
- (4) 支援センター及びその附属設備をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は許可を受けた場所の全部若しくは一部を転貸してはならない。

（利用の許可の取消及び利用の中止）

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

- (1) その利用が前条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 前条第3項の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により前条第1項の許可を受けたと認められるとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

（利用許可事項の変更）

第11条 利用者は、第9条第1項の規定により許可を受けた事項を変更し、又はその利用を中止しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用料金）

第12条 利用者は、その利用に係る利用料金を納めなければならない。

2 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が支援センターと規模、形態等において類似の施設の同種料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 第10条第4号の規定に該当することを理由として、同条の規定により利用の許可を取り消され、又はその利用を中止されたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、第11条の規定による支援センターの利用の変更又は中止に係る承認を受けたとき。

(原状回復)

第15条 利用者は、支援センターの利用を終了したとき又は第10条の規定により利用の許可を取り消され、若しくはその利用を中止されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第16条 支援センター及びその附属設備をき損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、支援センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第78号で平成12年7月30日から施行)

附 則 (平成17年条例第61号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の県民ボランティア活動支援センター条例第3条から第6条までの規定(指定管理者の指定の手続に関する部分に限る。)及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月26日条例第31号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。